

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市公共下水道事業会計補助金
補助事業等の目標	諏訪市公共下水道事業に係る、地方公営企業法第17条の2に規定する能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費について、同法第17条の3の規定により補助することを目的とする。
補助事業等の対象者	諏訪市公営企業管理者
補助対象経費	諏訪市公共下水道事業に対して、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で市長が必要と認める額</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	諏訪市公共下水道事業会計決算書等の内容により評価する。
補助事業等の開始時期	平成22年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	予算・決算等の内容を議会、市のホームページにて公表する。
その他	
提出書類	<p>地方公営企業法第17条の3による補助が必要となる理由を記載した書類及び請求書</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 建設水道部 都市計画課 計画・公園係

平成22年4月1日 制定

令和 8年 3月23日 一部改正 (令和 8年 4月 1日 施行)

